第四十六条の十五の表第三十九条第二項、第七十三条第一項第三号及び第十一号、第百十八条の三第一項、第百十八条の七第一項第三号、第百十八条の十一第一項の項中「第十一号」を「第十六号」に改め、同表第四十四条の項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改め、同表第五十条の三第二項ただし書の項中「若しくはその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）」を「（特定仮換地である宅地を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権」に改め、同表第七十条第一項、第七十一条第三項、第九十条第二項及び第三項の項中「、第七十一条第三項」を削り、「及び第三項」の下に「、第百八条第一項第二号」を加え、同項の次に次のように加える。

第七十条の二第一項	宅地に	宅地（特定仮換地である宅地を除く。）に
第七十一条第一項、第七十三条第一項第二号及び第十七号、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第八十九条第一項、第九十一条第一項、第百十条第二項、第百十条の四第二項	宅地（指定宅地を除く。）	宅地（指定宅地及び特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）

第四十六条の十五の表第七十一条第一項、第百十八条の二第一項の項を削り、同表第七十一条第一項、第七十七条第一項及び第五項、第八十七条第二項、第百十八条の二第一項の項中「第七十一条第一項」の下に「、第七十三条第一項第二号」を加え、「第百十八条の二第一項」を「第百十条第二項」に改め、「土地」の下に「（指定宅地を除く。）」を、「建築物（」の下に「指定宅地に存する建築物及び」を加え、同項の次に次のように加える。

第七十一条第三項、第七十三条第一項第十二号、第八十八条第五項	土地（指定宅地を除く。）に存する建築物	建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）

第四十六条の十五の表第七十三条第一項第二号、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第百八条第一項第二号の項を次のように改める。

第七十三条第一項第三号	同号の宅地、借地権又は建築物	宅地（指定宅地及び特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権又は施行地区内の建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）

第四十六条の十五の表第七十三条第一項第二号、第三号及び第十一号、第八十九条、第百四条第一項、第百八条第一項第二号、第百十八条の三第一項、第百十八条の七第一項第三号、第百十八条の十、第百十八条の十一第一項及び第二項、第百十八条の二十三第一項の項中「第七十三条第一項第二号、第三号及び第十一号、第八十九条、第百四条第一項」を「第七十三条第一項第十六号」に、「若しくはその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）」を「（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権」に改め、同表第七十三条第一項第二号の項を削り、同表第七十三条第一項第三号及び第十一号、第百十八条の三第一項、第百十八条の七第一項第三号、第百十八条の十一第一項及び第二項の項中「第七十三条第一項第三号及び第十一号」を「第七十三条第一項第十六号」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十三条第一項第十七号、第九十一条第一項	これに存する建築物	建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）

第四十六条の十五の表第七十三条第一項第七号、第八十八条第五項、第百八条第一項第二号の項及び第七十三条第一項第十二号、第九十一条第一項の項を削り、同表第七十三条第二項の項中欄中「場合」を「場合に」に改め、同項下欄中「含む。）」を「含む。）に」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十六条第一項、第百八条第一項第二号、第百十条第二項、第百十条の四第二項	施行地区内に	施行地区内の

第四十六条の十五の表第七十七条第一項、第百十一条の表第七十七条第一項の項中欄の項を削り、同表第七十八条第一項の項を次のように改める。

第七十八条第一項、第八十九条第一項	施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき所有される建築物	権原に基づき所有される施行地区内の建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）

第四十六条の十五の表第八十九条、第百四条第一項の項を削り、同表第九十条第二項の項の次に次のように加える。

第百四条第一項	宅地、使用収益権又は建築物	宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその使用収益権又は施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）

第四十六条の十五の表第百八条第一項第二号の項を次のように改める。

第百八条第一項第二号	存する	存する施行地区内の